

## 岩倉市児童福祉施設等感染症対策設備補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの接種対象年齢に当たらない12歳未満の児童が利用する児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の感染防止の徹底を図るため、児童福祉施設等が新型コロナウイルス感染症対策に必要な設備の設置若しくは改修又は備品若しくは消耗品の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で交付する岩倉市児童福祉施設等感染症対策設備補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童福祉施設等 岩倉市（以下「市」という。）の区域内に所在する認定こども園、認可保育所、小規模保育事業所、幼稚園、病児・病後児保育施設、認可外保育施設及び障がい児通所支援事業所をいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項の規定に基づき設置された幼保連携型認定こども園のうち学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）により設置されたものをいう。
- (3) 認可保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した保育所をいう。
- (4) 小規模保育事業所 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する事業所をいう。
- (5) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第3号の規定により愛知県知事の認可を受けている私立幼稚園をいう。
- (6) 病児・病後児保育施設 法第6条の3第13項に規定する病児保育事業を実施するために市から委託を受けている施設をいう。
- (7) 認可外保育施設 法第59条の2第1項の規定に基づく届出を要す

る施設のうち、市に当該届出を行っている施設をいう。

(8) 障がい児通所支援事業所 法第6条の2の2に規定する障害児通所支援事業を実施する施設をいう。

(交付対象事業所)

第3条 補助金の交付の対象となる事業所（以下「交付対象事業所」という。）は、児童福祉施設等とする。ただし、岩倉市感染症対策設備導入支援事業補助金交付要綱（令和3年4月26日施行）に基づき岩倉市感染症対策設備導入支援事業補助金の交付を申請し、当該補助金の交付の決定を受けた事業所を除く。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため交付対象事業所が支出した次に掲げる経費であって、令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間に発注及び支払が完了しているものとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

- (1) 手洗い場の設置、消毒及び衛生に関する設備の設置その他衛生環境の整備のための改修に要する費用
- (2) 窓、網戸、換気扇、換気機能を有するエアコン、サーキュレーターその他外気との換気が可能な設備又は備品の設置又は購入（以下「設備の設置等」という。）その他換気の向上のための改修に要する費用
- (3) 壁、ブラインド、衝立又はカーテンの設置、部屋の拡張その他密集及び接触の回避のための改修に要する費用
- (4) 飛沫感染防止パネル、ビニールカーテン、ソーシャルディスタンス確保用サイン、テーブル、椅子その他飛沫感染の防止のための備品の購入に要する費用
- (5) 自動型手指消毒器、器具用消毒器、自動水栓、自動ソープディスペンサーその他消毒のための設備の設置等に要する費用
- (6) 非接触型体温計、サーモカメラその他衛生管理のための設備の設置等に要する費用
- (7) ゴーグル、フェイスシールド、ガウン、エプロン、防護服、マスク、マスクケース、アルコール消毒液、消毒用ウェットティッシュ、使い捨て手袋、洗浄剤、漂白剤その他衛生用品等の消耗品の購入に要する費用

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める経費については、交付の対象とすることができる。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額とし、500,000円を上限とする。

2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助金の交付は、1事業所につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象事業所(以下「申請者」という。)は、令和4年3月5日までに、岩倉市児童福祉施設等感染症対策設備補助金交付申請書兼請求書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象経費一覧表(様式第2)

(2) 補助対象経費の支出及び内訳が確認できる書類

(3) 設備の設置若しくは改修又は備品の購入にあつては、その内容が確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付及び交付額を決定し、岩倉市児童福祉施設等感染症対策設備補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第3)により申請者に通知するとともに、申請者からの請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に当たり必要があると認めるときは、実地調査その他の方法による現況調査を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定による交付の決定に当たり必要と認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

4 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金の交付を不相当と認めるときは、理由を付して、岩倉市児童福祉施設等感染症対策設備補助金不交付決定通知書(様式第4)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、前条第1項の規定による交付の決定を受けた者が次の各

号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 前号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付の対象となった設備、備品、消耗品等を、児童福祉施設等で感染症予防対策を実施する目的以外で使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は転売してはならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

様式第 1 (第 6 条関係)

年 月 日

岩 倉 市 長 殿

申請者 施設名  
所在地  
代表者 (職・氏名)  
電話番号

岩倉市児童福祉施設等感染症対策設備補助金交付申請書兼請求書

このことについて、関係書類を添えて下記のとおり申請します。また、当該申請に係る交付の決定が申請額と同額で決定されたときは、下記金額を請求します。

記

1 補助金申請 (請求) 額

補助対象経費	合計 _____ 円
補助率	4 分の 3
補助金申請 (請求) 額	_____, 000 円 ※1,000 円未満切り捨て、上限 50 万円

2 振込先口座

金融機関名		
支店名		
預金種別		
口座番号		
口座名義人	フリガナ	
	漢字	

### 3 添付書類

- (1) 補助対象経費一覧表（様式第2）
- (2) 補助対象経費の支出及び内訳が確認できる書類（領収書、レシート等の写し）
- (3) 設備の設置若しくは改修又は備品の購入にあつては、その内容が確認できる書類（カタログの写し、写真等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

注 この申請書は、市長が岩倉市児童福祉施設等感染症対策設備補助金の交付を決定した後は、岩倉市児童福祉施設等感染症対策設備補助金の請求書として取り扱います。

様式第 2 (第 6 条関係)

補助対象経費一覧表

	支払日	申請する品目等	金額 (税抜き)
1	. .		円
2	. .		円
3	. .		円
4	. .		円
5	. .		円
6	. .		円
7	. .		円
8	. .		円
9	. .		円
10	. .		円
11	. .		円
12	. .		円
13	. .		円
14	. .		円
15	. .		円
合計金額			円

※合計金額は、申請書兼請求書の「1 補助金申請 (請求) 額」の補助対象経費の額と一致すること。

様式第3（第7条関係）

年 月 日

様

岩倉市長

岩倉市児童福祉施設等感染症対策設備補助金交付決定通知書兼補助  
金額確定通知書

年 月 日付で申請のありました岩倉市児童福祉施設等感染症対策設  
備補助金については、下記のとおり決定しましたので、岩倉市児童福祉施  
設等感染症対策設備補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額

円

2 交付の条件

- (1) 岩倉市児童福祉施設等感染症対策設備補助金交付要綱の規定又はこ  
の交付の条件に反することとなったときは、速やかに市長に届け出る  
こと。
- (2) 補助金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならな  
い。
- (3) 岩倉市児童福祉施設等感染症対策設備補助金交付要綱の規定又はこ  
の交付の条件に違反し、この決定が取り消されたときは、補助金を返  
還すること。



様式第4（第7条関係）

年 月 日

様

岩倉市長

岩倉市児童福祉施設等感染症対策設備補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました岩倉市児童福祉施設等感染症対策設備補助金については、審査の結果、交付しないことを決定しましたので、岩倉市児童福祉施設等感染症対策設備補助金交付要綱第7条第4項の規定により通知します。

不交付理由